

横須賀市地域福祉計画に基づく市社協の事業実施状況の概要

横須賀市社会福祉計画に基づく市社協の事業実施状況については、平成31年度から令和5年度までの計画期間において、概ね事業の実施を推進できました。特に、「日常生活自立支援事業」や「よこすか市民後見人等運営事業」などは認知症高齢者や精神・知的障害者等の権利擁護や自立支援のため、地域の包括支援センターと連携・協力して事業を進め、また、市民後見人は令和4年度末時点で49人となり、現在活動を継続しています。

また、令和4年度には市社協ホームページをリニューアルし、市域や地域への情報提供・情報共有に努めています。

さらに、横須賀市が大規模な被災を受けた際の災害時ボランティアセンターの設置運営訓練やボランティア受入体制を効率的・効果的に実施するためのシステムの導入を進めています。

一方で、高齢者への配食サービスとして実施してきた「ふれあいお弁当事業」を民間事業者への移行により平成31年度に廃止し、また、長年実施してきた「高校生福祉体験学習(はまゆうキャンプ)」及び「ふれあいキャンプ」は令和4年度に一旦廃止し、新たな福祉教育事業を次期計画に位置付けていく予定です。

なお、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症のため、様々な施策、活動、イベント、会議等を実施・開催できず、地域での活動・連携が希薄にならざるを得ない状況が続きました。また、コロナ禍により収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金貸付事業では県の委託事業として特例貸付を実施しました。現在では令和5年5月に感染症法における区分が2類から5類に移行したことにより、コロナ禍前の状況に戻りつつあります。

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化

②地域における見守り体制の強化

- ・民生委員児童委員を中心に、本市社会福祉協議会独自の制度である社会福祉推進委員や、町内会・自治会等との連携を行うことで、地域の見守り体制を強化します。

本市社会福祉協議会独自の制度として設置している地域での福祉活動を民生委員児童委員等と連携・協力しながら推進する「社会福祉推進委員」については、毎年度、各種研修会を開催するなど活動のための支援を行いました。

(2) 多様な担い手の育成・参画

①地域の担い手の育成・参画

◎ボランティアの養成及び活躍の推進

- ・横須賀市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアの養成や幅広い世代のボランティア活動への参加を促進するとともに、各地区社会福祉協議会が運営する地区ボランティアセンター相互の連絡を図り、地区ボランティアセンターが地区ごとのニーズに応じたボランティア活動を推進できるよう支援します。
- ・地区ボランティアセンターにおけるコーディネート機能を強化し、地域におけるボランティア活動の推進を図ります。

市域全体のボランティアの養成や活動支援のため、養成講座や各種研修会の開催、ボランティアに関する情報提供として「ボランティアニュースの発行」や「ボランティア活動啓発冊子」の発行、また、地区ボランティアセンターとの連絡会議の開催や育成事業として活動のための財政的支援を行いました。

◎学校教育における福祉教育の充実

- ・学校においては総合的な学習の時間等の中で福祉教育を推進します。
- ・福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場を身近にし、子どもの頃から福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

小・中・高等学校の児童・生徒を対象にボランティアを派遣して学校で授業を行う「小・中・高等学校ボランティアスクール」を開催するとともに、福祉施設等と連携して「高校生福祉体験学習（はまゆうキャンプ）」及び「ふれあいキャンプ」を実施してきました。

今後も、学校における福祉教育の場を提供するとともに、ボランティアの活動の場として、ボランティアスクールを開催していきます。

なお、「はまゆうキャンプ」及び「ふれあいキャンプ」はコロナ禍の影響などもあり、今後の実施が難しくなったことやこれまで長きに亘り実施してきたことにより一定の成果を上げたことなどから令和4年度に事業を一旦廃止しました。

③災害時ボランティアセンターの設置

◎災害時ボランティアセンターの受け入れ体制の整備

- ・各地域における防災訓練等の取り組みを通し、関係機関との連携を強化し、災害時ボランティアセンターの開所からボランティアの受け入れまでを円滑に行う体制づくりを進めます。

災害時ボランティアセンターについては、令和元年度に設置運営マニュアルを作成し、このマニュアルに基づき、毎年度、設置運営訓練を実施し、実際の被災時での行動に即した訓練を実施しています。

また、令和5年度には横須賀災害ボランティアネットワークや横須賀市とも協力し、ボランティア受入体制を効率的・効果的に実施するためのシステムの導入を行うなど、災害時におけるボランティアの対応を推進しています。

(3) 包括的な支援体制の整備

③自立に向けた支援

生活の維持が困難になった世帯、低所得者世帯や高齢者・障害者世帯などに対して、世帯の自立支援のための「生活福祉資金貸付事業」を実施するとともに、緊急一時的に生計の維持が困難になった低所得者世帯等に対して、地区社協や福祉事務所において小口資金を貸し付ける「たすけあい資金貸付事業」を実施しました。

なお、「生活福祉資金貸付事業」においては、コロナ禍により収入が減少した世帯を対象に県の委託事業として特例貸付を令和2年度から令和4年度まで実施しました。

④権利擁護の推進（「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」）

◎成年後見制度の利用促進

- ・日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域での生活を送ることができるよう成年後見制度の普及・促進を進めます。
- ・成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の養成・支援を行うことで、さらなる成年後見制度の利用を促進します。

認知症高齢者や精神・知的障害者等の権利擁護や自立支援のための福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービスを実施している「日常生活自立支援事業」では、サービス利用者への訪問、ケースカンファレンスの随時開催、生活支援員研修会などを実施しました。

また、「よこすか市民後見人等運営事業」では、市民後見人養成研修の実施、専門家や学識経験者を交えた推進会議の開催などを実施しました。

これら2つの事業については関連性が深く、施設職員やケースワーカー、市職員などの関係者との連携・協力が不可欠であるため、これら関係者との情報共有も重要となります。

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

①他人に対する思いやりの心の醸成

◎福祉教育の推進

- ・学校や地域での福祉教育を通して、高齢者、障害者等の生き方を我が事として捉え、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する思いやりの心の醸成を図ります。

前述の「小・中・高等学校ボランティアスクール」、「高校生福祉体験学習（はまゆうキャンプ）」及び「ふれあいキャンプ」のほか、地域や各種団体等を対象として、福祉のまちづくりについて考える機会として市社協職員が出向いて講話や意見交換を行う「福祉のまちづくり出張トーク」を実施してきました。

③誰もが情報を共有しやすい情報発信の推進

市社協のホームページを地域や福祉関係者等の全ての利用者にとって使いやすく、見やすいホームページとして、令和5年3月にリニューアルしました。また、講座やイベントの申込受付や相談の受付などもホームページ上で可能にしています。